|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
|  | 第１章　総則 |  |  |  |  |
|  | Ⅰ．総則 |  |  |  |  |
|  | 第２章　性能基準 |  |  |  |  |
|  | **Ⅰ　通則**  **１．適用範囲**  ５階建て以下の共同住宅に設置される、独立した機械室を必要としない乗用ロープ式エレベーターに適用する。 | 図書 | □ |  |  |
|  | ２．用語の定義 （略） |  |  |  |  |
|  | ３．構成 エレベーターの構成は、表－１による。  表－１　エレベーターの構成   |  |  |  | | --- | --- | --- | | 構成部品 | 構成の別　　注１） | 特記事項 | | 制御盤 | ● | 階床選択機能を含む | | 巻上機 | ● |  | | 巻上機防振装置 | △ |  | | 電動機 | ● |  | | 調速機 | ● |  | | 制動機 | ● |  | | 調速機ﾛｰﾌﾟ及び調速機ﾛｰﾌﾟ用張り車 | ● | ｽﾗｯｸﾛｰﾌﾟ付のものは不要 | | そらせ車 | △ |  | | 頂部綱車 | △ |  | | 支持ばり | △ |  | | 主索及び止め金具 | ● |  | | つり合おもり | ● |  | | ｶﾞｲﾄﾞｼｭｰ又はｶﾞｲﾄﾞﾛｰﾗｰ | ● |  | | かご用ガイドレール | ● |  | | つり合おもり用ガイドレール | ● |  | | かご側緩衝器 | ● |  | | つり合おもり側緩衝器 | ● |  | | かご | ● |  | | 戸開閉装置 | ● |  | | フエッシャープレート | △ |  | | かご下エプロン | ● | 注２） | | テールコード | ● |  | | 外部連絡装置（インターホン） | ● |  | | ﾘﾐｯﾄｽｲｯﾁ、ﾌｧｲﾅﾙﾘﾐｯﾄｽｲｯﾁ | ● |  | | ﾘﾐｯﾄｽｲｯﾁ用カム | △ |  | | 終端階減速装置 | △ |  | | 戸閉め安全装置 | ● |  | | かご非常止め装置 | ● |  | | かご内照明(停電灯除く) | ● | 光源はＬＥＤとする。 | | かご内停電灯 | ● |  | | かご内操作盤・乗場押しボタン | ● |  | | 照明等自動休止装置 | ● |  | | 位置表示器 | △ |  | | かご戸（防犯窓付） | ● |  | | 乗場戸（防犯窓付） | ● |  | | 警報装置 | ○ |  | | 三方枠 | ● |  | | 電材類 | ● |  | | 図書 | □ |  |  |
|  | |  |  |  | | --- | --- | --- | | 地震時管制運転装置 | ● | 閉じ込め時リスタート運転機能を持つこと。  昇降行程7ｍ以下はセットフリー部品とする。 | | 火災時管制運転装置 | △ |  | | かご上部点検灯又はコンセント | ● |  | | 基準階帰着制御装置 | △ |  | | 遠隔監視ﾒﾝﾃﾅﾝｽ用ｲﾝﾀｰﾌｪｰｽ | ● |  | | ２方向出入口 | △ |  | | かご内換気扇 | ○ |  | | 遠隔監視装置 | ○ |  | | 停電時自動着床装置 | ○ |  | | 低速自動救出運転装置 | ○ |  | | 夜間各階停止運転(タイマー式) | ○ |  | | 光電管式ドアセンサー | ○ |  | | かご内手摺り | ○ |  | | 車椅子用かご内背面鏡 | ○ |  | | かご内キックプレート | ○ |  | | 点字プレート | ○ |  | | いたずらご操作防止装置 | ○ |  | | 音声合成装置 | ○ |  | | 戸開走行保護装置 | ● | 建築基準法施行令第129条の10第4項で規定される戸開走行保護装置 |   注１）  ●：住宅部品としての基本機能上、必ず装備されていなければならない部品及び部材を示す。（必須構成部品）  ○：必須構成部品のうち、販売上必ずしもセットしなくてもよい部品及び部材を示す（セットフリー部品）  △：必須構成部品に選択的に付加することができるもので、必ずしも保有しなくてもよい部品及び部材を示す。（選択構成部品）  注２）ピット深さが浅いなど、やむを得ずエプロンをつけられない場合は、階の途中でエレベーターが停止した場合、かごが着床ゾーン外にあるときは、戸が開かない機構とするなど、乗員救出時に昇降路内への落下を防止する対策が講じられていること | 図書 | □ |  |  |
|  | ４．材料 必須構成部品及び選択構成部品に使用する材料の名称及び該当するJIS等の規格名称を明確化し、又は、JIS等と同等の性能を有していることを証明すること。  例示仕様   |  |  |  | | --- | --- | --- | | 乗場 | 乗場わく | 鋼板製とし、ラッカー又は合成樹脂系塗装仕上或いは化粧鋼板とする。 | | 乗場戸 | 鋼板製で、ラッカー又は合成樹脂系塗装仕上或いは化粧鋼板とし、網入ガラスをはめこんだ片面張りパネル窓付き戸とする、 | | 敷居 | 硬質アルミ材とする。 | | かご | 天井 | 鋼板製とし、ラッカー、合成樹脂系塗装仕上げ、化粧鋼板又は合成樹脂難燃化粧材張り鋼板とする。 | | 壁 | 鋼板製とし、ラッカー、合成樹脂系塗装仕上げ、化粧鋼板又は合成樹脂難燃化粧材張り鋼板のいずれかとし、張り替え又は取替え可能とする。 | | 敷居 | 硬質アルミ材とする。 | | 床 | 鋼板製とし、合成樹脂タイル張り仕上げ又は合成樹脂シート貼り仕上げとする。 | | かご戸 | 戸開閉装置（反転機能付）により、静粛かつ円滑に自動開閉できる鋼板製２枚戸片開きとし、ラッカー、合成樹脂系塗装仕上、化粧鋼板又は合成樹脂難燃化粧材張り仕上であること**。** | | 図書 | □ |  |  |
|  | ５．施工範囲 構成部品の施工範囲は、原則として以下とする。  a) 表―１の構成部品の設置及び接続  b) 試運転、調整 | 図書 | □ |  |  |
|  | ６．寸法 a) エレベーターの寸法  エレベーターの寸法は、昇降路建物内にエレベーター本体が納まり、運転及び点検上支障の無い寸法であること。 | 図書 | □ |  |  |
|  | b) エレベーターの出入口寸法  ３人用及び４人用の出入口寸法は、幅800mm、高さ2000mm以上であること。 | 図書 | □ |  |  |
|  | Ⅱ．要求事項  1 住宅部品の性能等に係る要求事項  1.1 機能の確保  a) 定員  定員は２人以上４人以下であること。 | 図書 | □ |  |  |
|  | b) 停止箇所数  停止箇所数は、２～５箇所（６箇所）以下であること。  ※（　）は２方向出入り口がある場合 | 図書 | □ |  |  |
|  | c) 昇降行程  昇降行程は、13ｍ以下であること。 | 図書 | □ |  |  |
|  | d) 定格速度  定格速度は毎分30ｍもしくは45ｍであること。 | 図書 | □ |  |  |
|  | e) 運転性能  定格速度運転において、オシロ測定及び速度測定を行ない、かごに定格積載量の100%の負荷を載せた場合､上昇の際の速度が設計図書に記載された速度の90%以上105%以下であること｡また､無負荷の場合及び定格積載量の110%の負荷を載せた場合､設計図書に記載された速度の125％以下であること。  ＜試験JIS A 4302:2006「昇降機の検査標準」の5.2.4a)＞ | 試験 | □ |  |  |
|  | f) 乗心地  ① 定格速度運転において、オシロ測定及び速度測定を行ない、かごに定格積載量の100%の負荷を載せた場合､定格積載量を載せない場合及び定格積載量の110%の負荷を載せた場合､エレベーター起動時のスタートショック及び停止時のストップショックは､0.3m/s2以下であること。  ＜試験：別冊BLT ELD-01「速度特性・加減速特性試験」＞ | 試験 | □ |  |  |
|  | ② 定格積載し定格速度運転を行ない、振動検出器などにより振動の測定を行ない、異常な振動が無いこと。  ＜試験：別冊BLT ELD-02「乗心地試験」＞ | 試験 | □ |  |  |
|  | g) 着床誤差  着床誤差は、電圧変動率５％、周波数変動１％、相間不平衡率５％以内において、かごに定格積載量の0％、50％、100％のそれぞれの負荷で、定格速度運転を各3回行ない、±10mm以内であること。  ＜試験：別冊BLT ELD-03「着床誤差試験」＞ | 試験 | □ |  |  |
|  | h) 出入口の床先とかごの水平距離  出入口の床先とかごの水平距離は、BLT ELU-04「着床誤差試験」を行ない、設計値で30㎜以内、施工誤差±2.5㎜以内であること。  ＜試験：別冊BLT ELD-05「床先とかごの水平距離試験」＞ | 試験 | □ |  |  |
|  | i) 運転騒音  1) 運転騒音は、JIS Z 8731:1999（環境騒音の表示･測定方法）に基づく｢騒音試験｣を行い、駆動装置より１ｍ離れた位置において、かごに定格積載量の100％の負荷で始動から停止までの最高値が70dB(A)以下であること。  ＜試験：別冊BLT ELD-04「騒音試験」＞ | 試験 | □ |  |  |
|  | j) かご内照度  かご中央床面より1ｍの高さにおいて200 lx以上であること。  ＜試験：別冊BLT ELD-06「かご内の照度試験」＞ | 試験 | □ |  |  |
|  | k) かご内操作盤及び表示  ① かご内操作盤  かご内操作盤は、操作が容易な位置にあり、行先用押しボタン、戸の開閉用押しボタン、非常停止スイッチ及び外部連絡装置を設け、行き先用押しボタンを押すことによりかごを目的階に停止させるものであること。ただし、非常停止スイッチについては、乗員が容易に操作できない構造となっていること。  ② 表示  かごの位置表示器（乗場及びかご内）は見やすい位置に設置すること。 | 図書  現物 | □ |  |  |
|  | l) いたずら及び誤操作防止  ① いたずらや誤操作対策等には、不要な呼びをキャンセルする機能を用意することができる。  ② 押しボタン、インジケータなどは、UL94規格で規定される難燃性を有する材料を使用すること又は同等以上の難燃性を有する加工が施されていること。 | 図書 | □ |  |  |
|  | m) かご内換気扇  かご内換気扇は、天井埋込型とし、「ＯＮ」「ＯＦＦ」の切り替えは、かご操作盤スイッチによるものとする。 | 図書 | □ |  |  |
|  | n) 構造上の機能性  1) 制御盤の動作  制御盤のリレー回路、主回路等の各接点は確実に作動すること。  ＜試験：別冊BLT ELD-07「制御盤の動作試験」＞ | 試験 | □ |  |  |
|  | 2) 電動機  ①電動機は、JIS A 4302:2006「昇降機の検査標準」、 5.2.4a)の試験を行い、運転状態において振動が少なく、異音等の発生、過度の温度上昇がないこと。  ＜試験：JIS A 4302:2006「昇降機の検査標準」、 5.2.4a))＞ | 試験 | □ |  |  |
|  | ②電動機（巻上機一体の場合は巻上機）の振動については、無負荷・定格速度運転時において JIS B 0906：1998に基づく「振動測定試験」を行い、 振動速度が0.71mm/s以下であること。なお、測定位置は原則電動機の振動が建物とＥＶカゴに伝わり易い点２箇所以上とする。  ＜試験：JIS B 0906：1998「機械振動－非回転部分における機械振動の測定と評価－一般的指針」3.測定＞ | 試験 | □ |  |  |
|  | ③電動機の温度上昇  電動機の温度上昇については、無負荷・定格速度運転時において、 JEC-2100：2008に基づく「温度上昇試験」を行い、巻線の温度上昇が下表の値を超えないこと。  ＜試験：JEC-2100：2008「回転電気機械一般」8.温度上昇＞  表-３　温度上昇限度　　　　　　　　　　　　(単位 K)   |  |  |  |  |  |  | | --- | --- | --- | --- | --- | --- | | 回転機の部分 | 耐熱クラス | | | | | | 105(A) | 120(E) | 130(B) | 155(F) | 180(H) | | 出力200kW(またはkVA)以下の回転機の交流巻線 | 60 | 75 | 80 | 105 | 125 | | 試験 | □ |  |  |
|  | 3) 制動機  ①制動機は、JIS A 4302:2006｢昇降機の検査標準｣､5.1.1c)3)の試験を行い、取付けは緩みやがたつきが無く、動力遮断の際かごを安全に減速停止できること。  ＜試験：JIS A 4302:2006｢昇降機の検査標準｣､5.1.1c)3)＞ | 試験 | □ |  |  |
|  | ②制動機の保持トルクについて、第三者性を有する機関等により「保持トルク測定試験」を行い、片ブレーキずつ、及び、両ブレーキにおいてブレーキを閉じた状態で負荷をかけ、片ブレーキについては積載荷重に対し100％以上、両ブレーキについては積載荷重に対し125％以上のトルクをかけたときにブレーキが滑らないこと。  ＜試験：別冊BLT ELD-10｢保持トルク測定｣＞ | 試験 | □ |  |  |
|  | 4) 巻上機  巻上機は、JIS A 4302:2006「昇降機の検査標準」、5.1.1c)1)及び4)の試験を行い、取付けは緩みやがたつきがなく、綱車はひびわれがなく、通常運転時、主索との間に著しいすべりがないこと。  ＜試験：JIS A 4302:2006「昇降機の検査標準」、 5.1.1c)1)及び4)＞ | 試験 | □ |  |  |
|  | 5) 調速機ロープの取り付け  調速機ロープの取り付けに緩みやがたつきが無いこと。 | 現物 | □ |  |  |
|  | o) 戸開閉時間  戸開時間、戸開放時間、戸閉時間は、仕様表示値に対して±20％以内であること。  ＜試験：別冊BLT ELD-08「戸開閉時間試験」＞ | 試験 | □ |  |  |
|  | p) 省電力  省電力のために、換気扇、照明などについて自動休止装置が設けられていること。 | 図書 | □ |  |  |
|  | q) 受電箱及び制御盤  ① 受電箱は鋼板製とし、配線用遮断器を設けること。  ② 制御盤（受電箱と一体とすることも可）は鋼板製とし、小規模共同住宅用エレベーターの運転に必要な制御用機器類を設けること。 | 図書 | □ |  |  |
|  | r) つり合おもり  つり合おもりは、鋳鉄、鋼板又はコンクリート製で容易に重量の加減ができること。 | 図書 | □ |  |  |
|  | 1.2 安全性の確保  1.2.1 機械的な抵抗力及び安定性の確保  a) 耐震性の確保  地震時の安全性に対して「昇降機耐震設計・施工指針(2014年版)」を満足していること。 | 図書 | □ |  |  |
|  | 1.2.2 使用時の安全性及び保安性の確保  a) 形状・加工状態  身体に触れる部分は、鋭利な突起等がないこと。 | 現物 | □ |  |  |
|  | b) 構造上の安全性  1) ゴミ詰まり対策  建物出入口階の敷居溝及びかご敷居溝には、ごみ詰まりによる戸の動作不良を避けるため、溝一本につき２個以上のゴミ落し穴を設ける等の対策が講じられていること。ただし、遮煙戸を設置する場合はこのかぎりでない。 | 図書 | □ |  |  |
|  | 2) かご下エプロン  停電等によりかごが階の途中に停止し、ホール側より乗場の戸を解錠し救出する際の昇降路への墜落防止の保護板をかご前面に設けること。ただし、ピット深さが浅く、かご敷居下エプロンを付けられない場合は、階の途中でエレベーターが停止した場合の乗員救出時の安全性が確保されていること。 | 図書 | □ |  |  |
|  | 3) 異常時開閉繰り返し機能  戸開閉駆動装置に加わる力などにより戸の異常時開閉を検出し、戸の開閉を繰り返す機能を設けること。 | 図書  現物 | □ |  |  |
|  | 4) 停電時自動着床装置  停電時に自家用発電機電源又はエレベーター毎に設けた停電時自動着床装置（バッテリー電源）により電動機を駆動し、かごを最寄り階まで低速で自動着床させる救出運転装置を設けることができること。 | 図書 | □ |  |  |
|  | c) 安全装置  非常止め装置、乗場ドアスイッチ、かごのドアスイッチ、乗場ドアロック、非常停止スイッチ、調速機、リミットスイッチ、ファイナルリミットスイッチ、過負荷検出装置、故障時最寄階自動着床装置、各階強制停止装置等の装置は確実に作動すること | 現物 | □ |  |  |
|  | d) 非常時の安全性  1) 乗員の救出  故障時あるいは停電時などエレベーターが階の途中で停止した場合においても、かご天井救出口を設ける場合は、かご外から簡単な操作で開くことができること。なお、天井救出口を設けない場合にあっては、かご内の乗客を安全に救出できること。 | 図書  現物 | □ |  |  |
|  | 2) 停電灯の照度及び点灯時間  かご内停電灯は、１回目の停電において30分以上点灯が行えること。  ＜試験：別冊BLT ELD-06「かご内照度試験」＞ | 試験 | □ |  |  |
|  | e) 防犯上の安全性  1) かご内の見通し  かご内での防犯上の安全性を考慮し、かご戸及び乗場戸には防犯窓（ガラス窓）を設置すること。ガラス窓は、厚さ 6.8㎜以上、大きさ H700㎜以上×W200㎜以上のガラスをはめ込んだものとし、ガラス窓下端が床面より1,100㎜以下であること。また、戸表面とガラス表面の段差は2.5㎜以下であること。 | 図書 | □ |  |  |
|  | 2）警報装置  かご内のインターホンボタン（インターホンボタンとは別に設ける専用ボタンでも可とする）を押すと、かご内から外部への連絡に加え、ブザー等警報装置が鳴動すること。 | 図書 | □ |  |  |
|  | 3) 夜間各階停止装置（タイマー式）  夜間各階停止装置を設置する場合は、切替装置を操作すること等により、かご内の行先階押しボタンが押された場合に目的階に至るまでかごが必ず昇降路のすべての出入口ごとに停止し、かつ、かごの停止に伴いかご及び昇降路のその出入口の戸が自動的に開くことができる装置であること。但し、各階強制運転中であっても戸閉ボタンは有効であること | 図書  現物 | □ |  |  |
|  | f) 絶縁抵抗  絶縁抵抗は各回路ごとに、それぞれ表-４の規定に適合していることとする。ただし、絶縁抵抗は、開閉器又は過電流遮断器で区切ることのできる電路ごとに検査ができることとする。  表-４　回路の絶縁抵抗　　　　　 （単位：MΩ）   |  |  |  | | --- | --- | --- | | 回路の用途 | 回路の使用電圧 | 絶縁抵抗値 | | 電動機主回路 | 300V以下のもの  300Vを超えるもの | 0.2以上  0.4以上 | | 制御回路  信号回路  照明回路 | 150V以下のもの  150Vを超え300V以下のもの | 0.1以上  0.2以上 |   　　<試験：JIS A 4302:2006（昇降機の検査標準）の5.1.1b)4)> | 試験 | □ |  |  |
|  | g) 巻上機の電気的安全性  1)絶縁抵抗試験  巻上機は、第三者性を有する機関等により「絶縁抵抗試験」を行い、巻線－アース間、ブレーキコイル－アース間、それぞれの部分に絶縁抵抗試験器を接続して、500Ｖメガーの電圧を掛けたときの絶縁抵抗値が10MΩ以上であること。なお、絶縁抵抗試験は耐電圧試験の前後で実施すること。  ＜試験：別冊BLT ELD-11｢巻上機の絶縁抵抗試験｣＞ | 試験 | □ |  |  |
|  | 2)耐電圧試験  巻上機は、 第三者性を有する機関等によりJIS C 4034-1：2023に基づく「耐電圧試験」を行い、絶縁破壊を起こさないものであること。  ＜試験：JIS C 4034-1：2023「回転電気機械－第1部：定格及び特性」8.1耐電圧試験＞ | 試験 | □ |  |  |
|  | 1.2.3 健康上の安全性の確保  a) 構成部品に使用する材料のホルムアルデヒド対策  構成部品に使用する材料は、以下によること。  1) かご内に使用する手すり以外の材料は、次のいずれかであること。  ① 建築基準法施行令第２０条の７第１項第１号に規定する第一種ホルムアルデヒド発散建築材料又は同項第２号に規定する第二種ホルムアルデヒド発散建築材料若しくは第三種ホルムアルデヒド発散建築材料のいずれにも該当しないものであること。  ② 同条第４項に基づく国土交通大臣の認定を受けたものであること。 | 図書 | □ |  |  |
|  | 2) 手すりに使用する材料は、次のいずれかであること。  ① 建築基準法施行令第２０条の７第１項第１号に規定する第一種ホルムアルデヒド発散建築材料又は同項第２号に規定する第二種ホルムアルデヒド発散建築材料若しくは第三種ホルムアルデヒド発散建築材料のいずれにも該当しないものであること。  ② 同条第４項に基づく国土交通大臣の認定を受けたものであること。  ③ 夏季におけるホルムアルデヒドの発散量が、その表面積１㎡につき毎時0.005㎎以下のものであること。  ＜試験：JIS A 1460:2001(建築用ボード類のホルムアルデヒド放散量の試験方法－デシケーター法)、JIS A 1901:2009(建築材料の揮発性有機化合物（ＶＯＣ）、ホルムアルデヒド及び他のカルボニル化合物放散測定方法－小型チャンバー法、合板の日本農林規格（平成15年農林水産省告示第233号）の別記3の(5)、構造用パネルの日本農林規格（平成15年農林水産省告示第238号）の別記3の(9)、フローリングの日本農林規格（平成15年農林水産省告示240号）の別記3の(8)、単板積層材の日本農林規格（平成15年農林水産省告示第236号）の別記3の(5)、構造用単板積層材の日本農林規格（平成15年農林水産省告示第237号）の別記3の(8) 集成材の日本農林規格（平成15年農林水産省告示第234号）の別記3の(8)、構造用集成材の日本農林規格（平成15年農林水産省告示第235号）の別記3の(10) ＞ | 試験 | □ |  |  |
|  | 3) かご床下地材に使用する材料は、次のいずれかであること。  ① 建築基準法施行令第２０条の７第１項第１号に規定する第一種ホルムアルデヒド発散建築材料又は同項第２号に規定する第二種ホルムアルデヒド発散建築材料のいずれにも該当しないものであること。  ② 同条第３項及び第４項に基づく国土交通大臣の認定を受けたものであること。 | 図書 | □ |  |  |
|  | (1.2.4 火災に対する安全性の確保) |  |  |  |  |
|  | 1.3 耐久性の確保  金属材料は腐食が生じにくい下地処理、仕上げとなっていること。 | 図書 | □ |  |  |
|  | 1.4 環境に対する配慮  （この要求事項は、必須要求事項ではなく任意選択事項である）  1.4.1 製造場の活動における環境配慮  本項目を認定の対象とする場合は、製造場における活動が環境に配慮されたものであること。 | 図書 | □ |  |  |
|  | 1.4.2 エレベーター〔小規模共同住宅用エレベーター(単体)〕のライフサイクルの各段階における環境配慮  本項目を認定の対象とする場合は、次の項目に適合すること。  1.4.2.1 材料の調達時等における環境配慮  以下に例示するような材料の調達時等における環境配慮の取組みの内容を認定の対象とする場合は、その内容を明確にすること。  a) 再生資源又はそれを使用した材料を調達していること。  b) 調達のガイドラインを設けること等により、材料製造時の環境負荷が小さい材料を調達していること。 | 図書 | □ |  |  |
|  | 1.4.2.2 製造・流通時における環境配慮  以下に例示するような製造・流通時における環境配慮の取組みの内容を認定の対象とする場合は、その内容を明確にすること。  a) 製造工程の効率化や製造機器を高効率型にすること等により、製造時のエネルギー消費量の削減を図っていること。また、エネルギーの再利用を図るようにしていること。  b) 小型化、軽量化、部品設計、ユニット組み合わせの工夫等により、材料の使用量を削減していること。  c) 製造時に発生する端材の削減又は再資源化に取組み、生産副産物の発生量の削減を図っていること。  d) 工場内で廃棄される梱包材料を削減するため、以下に例示するような取組みを行っていること。  1) 調達する材料等の梱包材は、再生資源として利用が可能なダンボール等を選択し、既存の資源回収システムを活用していること**。**  2) 調達する材料等の梱包材は、「通い箱」や「通い袋」等とし、繰り返し使用していること。  e) 製造時の環境汚染を防止していること。 | 図書 | □ |  |  |
|  | 1.4.2.3 施工時における環境配慮  以下に例示するような施工時における環境配慮の取組みの内容を認定の対象とする場合は、その内容を明確にすること。  a) 梱包材料の使用量を削減していること。  b) 再生資源として利用が可能な梱包材料又は再生資源を利用した梱包材料を使用していること。  c) 梱包材が複合材のものにあっては、再生資源として分離が容易なものを選択していること。  d) 梱包材にダンボールを利用する等、既存の資源回収システムが活用できること。  e) 当該住宅部品を設置するために使用するシーリング材等の施工材料は、厚生労働省「室内空気汚染に係るガイドライン」における13物質を使用していない材料、または使用量、放散量が少ない材料を選択する必要がある旨を設計者、施工者及びエンドユーザーに対して情報提供していること。 | 図書 | □ |  |  |
|  | 1.4.2.4 使用時における環境配慮  以下に例示するような使用時における環境配慮の取組みの内容を認定の対象とする場合は、その内容を明確にすること。  a) 厚生労働省「室内空気汚染に係るガイドライン」における13物質を使用しておらず、又はそれらの使用量、放散量が少ない材料を用いていること。 | 図書 | □ |  |  |
|  | 1.4.2.5 更新・取外し時における環境配慮  以下に例示するような更新・取外し時における環境配慮の取組みの内容を認定の対象とする場合は、その内容を明確にすること。  a) 躯体等に埋め込むタイプのもの等は、他の住宅部品や躯体等へ影響を及ぼさないようにインターフェイスが適切であること。  b) 低騒音かつ低振動での更新が行えること。 | 図書 | □ |  |  |
|  | 1.4.2.6 処理・処分時における環境配慮  以下に例示するような処理・処分時における環境配慮の取組みの内容を認定の対象とする場合は、その内容を明確にすること。  a) 廃棄物の発生を抑制するため、以下に例示するような取組みを行っていること。  1) 材料ごとの分離が容易であること。  2) 再資源化が容易な材料を使用していること。  3) 種類ごとに材料名の表示があること。  4) 再資源化を実施していること。  b) 廃棄時に汚染を発生する有害物質は使用せず、又は使用量を削減していること。 | 図書 | □ |  |  |
|  | 2. 供給者の供給体制等に係る要求事項  2.1 適切な品質管理の実施  a) 工場及び作業工程  以下の内容が明確にされていること。   1. 工場の概要   ⅰ) 工場の名称、住所、敷地面積、建物面積、工場レイアウト等  ⅱ) 工場の従業員数  ⅲ) 優良住宅部品又はそれと同一品目の住宅部品の生産実績  ② 作業工程  ⅰ) 工程（作業）フロー | 図書 | □ |  |  |
|  | b) 品質管理  次の1)又は2)により生産管理が行われていること。  1) ISO9001、JIS Q 9001の認定登録が維持されていること。 | 図書 | □ |  |  |
|  | 2) 次のような品質マネジメントシステムにより生産管理されていること。  ① 工程の管理  ⅰ) 商品又は加工の品質及び検査が工程ごとに適切に行われていること。また、作業記録、検査記録などを用いることによりこれらの工程が適切に管理されていること。  ⅱ) 工程において発生した不良品又は不合格ロットの処置及び再発防止対策が適切に行われること。 | 図書 | □ |  |  |
|  | ② 苦情処理が適切に行われると共に、苦情の原因となった事項の改善が図られること。 | 図書 | □ |  |  |
|  | ③ 外注管理（製造、加工、検査又は設備の管理）が適切に行われること。 | 図書 | □ |  |  |
|  | ④ 製造設備又は加工設備及び検査設備の点検、校正、検査、保守が適切に行われていること。 | 図書 | □ |  |  |
|  | ⑤ 必要な場合は、社内規格を整備すること。社内規格には以下のようなものがある。  ⅰ) 製品又は加工品（中間製品）の検査に関する事項  ⅱ) 製品又は加工品（中間製品）の保管に関する事項  ⅲ) 製造設備又は加工設備及び検査設備に関する事項  ⅳ) 外注管理（製造、加工、検査又は設備の管理）に関する事項  ⅴ) 苦情処理に関する事項 | 図書 | □ |  |  |
|  | ⑥ その他品質保持に必要な項目  ⅰ) 品質管理が計画的に実施されていること。  ⅱ) 品質管理を適正に行うために、責任と権限が明確にされていること。  ⅲ) 品質管理を推進するために必要な教育訓練が行われていること。 | 図書 | □ |  |  |
|  | 2.2 適切な供給体制及び維持管理体制等の確保  2.2.1 適切な品質保証の実施  a) 保証書等の図書  無償修理保証の対象及び期間を明記した、保証書又は取扱説明書等を有すること。 | 図書 | □ |  |  |
|  | b) 無償修理保証の対象及び期間  無償修理保証の対象及び期間は、部品を構成する部分又は機能の瑕疵（施工の瑕疵を含む）に応じ、5年以上でメーカーの定める年数とすること。ただし、免責事項として次に定める事項に係る修理は、無償修理保証の対象から除くことができるものとする。  ＜免責事項＞  １　本基準の適用範囲以外で使用した場合の不具合  ２　ユーザーが適切な使用、維持管理を行わなかったことに起因する不具合  ３　メーカーが定める施工説明書等を逸脱した施工に起因する不具合  ４　メーカーが認めた者以外の者による住宅部品の設置後の移動・分解などに起因する不具合  ５　建築躯体の変形など住宅部品本体以外の不具合に起因する当該住宅部品の不具合、塗装の色あせ等の経年変化又は使用に伴う摩耗等により生じる外観上の現象  ６　海岸付近、温泉地などの地域における腐食性の空気環境に起因する不具合  ７　ねずみ、昆虫等の動物の行為に起因する不具合  ８　火災・爆発等事故、落雷・地震・噴火・洪水・津波等天変地異又は戦争・暴動等破壊行為による不具合  ９ 消耗部品の消耗に起因する不具合 | 図書 | □ |  |  |
|  | 2.2.2 確実な供給体制の確保  a) 製造、輸送及び施工についての責任が明確にされた体制が整備・運用され、かつ、入手が困難でない流通販売体制が整備・運用されていること。 | 図書 | □ |  |  |
|  | 2.2.3 適切な維持管理への配慮  2.2.3.1 維持管理のしやすさへの配慮  使用者、維持管理者等による維持管理がしやすく、製品や取替えパーツの交換作業が行いやすい製品として、次の基準を満たすこと。  a) 一般に製造・販売・使用されている清掃用具を使用して清掃ができること。 | 図書 | □ |  |  |
|  | b) 将来の製品や取替パーツの交換に配慮されており、その考え方が示された図書が整備されていること。 | 図書 | □ |  |  |
|  | c) 専門の技術者等により、確実にメンテナンスが実施できること。 | 図書 | □ |  |  |
|  | 2.2.3.2 補修及び取替えへの配慮  a) 構成部品について、取替えパーツ(消耗品である場合はその旨)について明確にしていること。 | 図書 | □ |  |  |
|  | b) 主要な構成部品について、設計耐用年数及びその前提を明確にしていること。  1) 住宅部品の、正常な使用方法、メンテナンス方法、設置環境等使用環境に係る前提条件を明確にしていること。  2) 1）の条件のもと、製品の設計耐用年数を設定していること。 | 図書 | □ |  |  |
|  | c) 取替えパーツの部品名、形状、取替え方法等の情報を明示していること。また、取替えパーツのうち、消耗品については、交換頻度を明らかにすること。 | 図書 | □ |  |  |
|  | d) 住宅部品の生産中止後においても、取替えパーツの供給可能な期間を10年以上としていること。 | 図書 | □ |  |  |
|  | 2.2.4 確実な維持管理体制の整備  2.2.4.1 相談窓口の整備  a) 消費者相談窓口を明確にし、その機能が確保されていること。  b) 消費者相談窓口やメンテナンスサービスの担当者に対して、教育訓練を計画的に実施していること。 | 図書 | □ |  |  |
|  | 2.2.4.2 維持管理の体制の構築等  維持管理の体制が構築されているとともに、次の内容を明確にしていること。  a) 定期メンテナンスを実施する体制を有すること。 | 図書 | □ |  |  |
|  | b) メンテナンス体制が20年以上維持されることとし、そのメンテナンスの内容、費用及び実施体制が図書等により明らかになっていること。 | 図書 | □ |  |  |
|  | c) 適切なメンテナンス計画書が整備されていること。また、当該計画書の中に具体的内容（以下の1）～5)）が明記されていること。  1) 定期点検、手入れ保全、必要な機器の構成部品の修理・交換（表―２）及び交換必須部品の交換時期の目安。  2) 異常時の緊急対応。  3) 点検報告書の提出。  4) 法定検査の立ち会い**。**  5) 遠隔監視点検・保守とする場合は、リモート点検、異常監視・直接通話サービス、維持管理のための情報サービス等とすること。 | 図書 | □ |  |  |
|  | d) 緊急時対応マニュアル、事故処理フロー等を整備し、その責任と権限を明確にし、それを明記した図書が整備されていること。 | 図書 | □ |  |  |
|  | e) 故障時等に迅速な対応がとれるよう24時間体制をとると共に、以下の要件が整備されていること。  1) 故障等発生後１時間以内（交通渋滞、災害等の遅れを除く）に現場で応急対応ができる体制を備えていること。  2) 遠隔監視体制を備えていること。 | 図書 | □ |  |  |
|  | 【表-２　定期点検項目と交換必須部品】  【表-２　定期点検項目と交換必須部品】   |  |  |  |  |  | | --- | --- | --- | --- | --- | | 機器・装置名称 | | | 点検  項目 | 交換必須部品 | | 制御装置 | 制御盤 | 制御盤一式 | ○ |  | | プリント基板 | ○ | ○ | | その他電子、電気器具類 | ○ | ○ | | エンコーダー | | ○ | ○ | | か ご | かご枠、床枠 | | ○ |  | | かご室囲い、天井、床仕上げ | | ○ |  | | 敷 居 | | ○ |  | | 防振ゴム | | ○ | ○ | | かご内操作盤、  位置表示器 | 押しボタン | ○ |  | | 表示ランプ類 | ○ | ○ | | その他スイッチ類 | ○ | ○ | | フェースプレート | ○ |  | | かご内照明 | 照明装置一式 | ○ |  | | 照明カバー | ○ |  | | ランプ | ○ | ○ | | 安定器等 | ○ | ○ | | 停電灯 | 停電灯一式 | ○ |  | | バッテリー | ○ | ○ | | ランプ | ○ | ○ | | かご内連絡装置 | | ○ | ○ | | はかり装置 | | ○ | ○ | | か ご 戸 | かご戸パネル | ○ |  | | 防犯窓のガラス | ○ |  | | ﾊﾝｶﾞｰﾛｰﾗ、ｱｯﾌﾟｽﾗｽﾄﾛｰﾗ | ○ | ○ | | ドアハンガー | ○ |  | | 戸開閉装置一式 | ○ |  | | 戸開閉用制御装置一式 | ○ |  | | ドアモータ | ○ |  | | 駆動･連動用ベルト､ロープ類 | ○ | ○ | | ドアスイッチ | ○ | ○ | | ドアガイドシュー | ○ | ○ | | 戸閉安全装置 | セフティーシュー一式 | ○ |  | | セフティーシュー（ｼｭｰ単体） | ○ |  | | セフティーシュー機構部 | ○ |  | | セフティーシュースイッチ | ○ | ○ | | かご外側機器 | かご上押ボタン、スイッチ類 | ○ |  | | 着床装置 | ○ |  | | ガイドシュー | ○ |  | | 給油器 | ○ |  | | 図書 | □ |  |  |
|  | |  |  |  |  |  | | --- | --- | --- | --- | --- | |  | 非常止め装置 | リンク機構 | ○ |  | | スイッチ | ○ |  | | 非常止め装置部品 | ○ |  | | 乗場 | 乗場 戸 | 乗場戸パネル | ○ |  | | 防犯窓のガラス | ○ |  | | ﾊﾝｶﾞｰﾛｰﾗ、ｱｯﾌﾟｽﾗｽﾄﾛｰﾗ | ○ | ○ | | ドアハンガー | ○ |  | | 連動用ベルト、ロープ類 | ○ | ○ | | ドアインターロック装置 | ○ | ○ | | ドアガイドシュー | ○ | ○ | | 三 方 枠 | | ○ |  | | 敷 居 | | ○ |  | | 乗場押ボタン、  インジケータ | 一式 | ○ |  | | 押しボタン | ○ |  | | 表示ランプ類 | ○ | ○ | | フェースプレート | ○ |  | | 昇降路  内機器 | ガイドレール | レール単体 | ○ |  | | レールブラケット | ○ |  | | その他レール用品 | ○ |  | | つり合おもり | ガイドシュー | ○ |  | | 給油器 | ○ |  | | 調 速 機 | 調速機一式 | ○ |  | | 過速スイッチ | ○ |  | | その他調速機部品 | ○ |  | | 調速機ロープ | ○ |  | | 調速機用張り車 | ○ |  | | 緩 衝 器 | | ○ |  | | リミットスイッチ類 | | ○ | ○ | | 移動ケーブル | | ○ | ○ | | 固 定 配 線 | | ○ |  | | 昇降路内耐震用品 | | ○ |  | | その他 | かご外設置の連絡装置 | | ○ |  | | 警報装置 | | ○ |  | | 遠隔監視インターフェース | | ○ |  | | エンコーダー | | ○ |  | | 巻上機 | 巻上機一式 | | ○ |  | | 電 動 機 | 電動機一式 | ○ |  | | 軸 受 | ○ | ○ | | その他部品 | ○ |  | | ブレーキ | ブレーキ装置一式 | ○ |  | | ブレーキシュー | ○ | ○ | | ブレーキコイル | ○ | ○ | | その他部品 | ○ |  | | 図書 | □ |  |  |
|  | |  |  |  |  |  |  |  | | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | | 巻上機 | 減 速 機 | | 減速機一式 | | ○ |  | | ギヤ | | ○ |  | | シャフト | | ○ |  | | 軸 受 | | ○ | ○ | | ギヤオイル | | ○ | ○ | | 綱車、巻胴 | | ○ |  | | ロープ外れ止め | | ○ |  | | ロープカバー | | ○ |  | | 防振ゴム | | | | ○ |  | | 耐震ストッパ | | | | ○ |  | | マシンベッド | | | | ○ |  | | 支 持 ば り | | | | | ○ |  | | 主 索 | | ロープ | | | ○ | ○ | | 主索の端部（ロープソケット類） | | | ○ |  | | 頂部綱車等 | | 綱車一式 | ○ |  | | 綱車単体 | ○ |  | | シャフト | ○ |  | | 軸 受 | ○ | ○ | | ロープ外れ止め | ○ |  | | 取付フレーム | ○ |  | | 図書 | □ |  |  |
|  | 2.2.4.3 維持管理の実施状況に係る情報の管理  メンテナンスにより行った、製品の瑕疵の補修及び保証に基づく補修に関する履歴情報（補修概要、製品型式、設置住所、補修日、補修実施者等をいう。）や、それに関連する情報を管理する仕組みを有し、その仕組みが機能していること。 | 図書 | □ |  |  |
|  | 2.3 適切な施工の担保  2.3.1 適切なインターフェイスの設定  少なくとも次の内容が設計図書に記載されていること。  a) かごの内法寸法（間口、奥行）  b) かごの天井高さ  c) かごの出入口寸法（間口、高さ）  d) 昇降路寸法（平面、断面）  e) 躯体の出入り口開口寸法（間口、高さ）  f) オーバーヘッドの高さ  g) ピット深さ | 図書 | □ |  |  |
|  | 2.3.2 適切な施工方法・納まり等の確保  次のような施工方法・納まり等に関する事項について適切に定められていること。  a) 施工の範囲及び手順  構成部品の設置及び接続 | 図書 | □ |  |  |
|  | b) 施工上の留意事項等  1) 施工上の品質管理  2) 標準的な工期  3) 現場での施工、工程、留意点  4) 部品の調整、検査  5） 試運転、調整 | 図書 | □ |  |  |
|  | c) 関連工事の留意事項  1) 取付下地の要件および施工方法  2) 昇降路とのとりあい  3) その他関連工事の要件 | 図書 | □ |  |  |
|  | d) 当該部品の施工方法・納まりが、他の方法を許容しない限定的なものであるか、他の方法も許容する標準的なものであるかについて明確になっていること。 | 図書 | □ |  |  |
|  | e) 標準的な施工方法・納まりである場合は、標準的な施工法・納まり等以外の方法について、必要な注意事項及び禁止事項が明確になっていること。 | 図書 | □ |  |  |
|  | 3 情報の提供に係る要求事項  3.1 基本性能に関する情報提供  少なくとも次の機能性、安全性、耐久性、環境負荷低減等の部品に関する基本的な事項についての情報が、わかりやすく表現され､かつ、容易に入手できるカタログその他の図書又はホームページにより、提供されること。  a) 定格積載量（定員）  b) 制御方式  c) 操作方式  d) かご内法寸法  e) かご出入口寸法  f) 昇降路有効内法寸法  g) オーバーヘッド（最上階床から）  h) ピット深さ  i) 電動機の容量  j) かご意匠  k) かご出入り口意匠  l) 乗場戸を遮煙扉とする場合の情報  m) 構成部品に使用する材料のホルムアルデヒド対策」が施された材料を使用する場合には、当該住宅部品、カタログ等にホルムアルデヒド発散速度又は発散区分を表示すること。  n) 当該住宅部品を設置するために使用する補強材や接着剤等に、ホルムアルデヒドの放散が少ない材料を選択する必要がある旨 | 図書 | □ |  |  |
|  | 3.2 使用に関する情報提供  a) 少なくとも次の使用に関する情報が、わかりやすく表現されている取扱説明書により、提供されること。  1) 誤使用防止のための指示・警告  2) 事故防止のための指示・警告  3) 製品の使用方法  4) 清掃方法や清掃時の注意事項  5) 使用者が維持管理するべき内容  6) 日常の点検方法  7) 故障・異常の確認方法及びその対処方法  8) 製品に関する問い合わせ先  9) 消費者相談窓口 | 図書 | □ |  |  |
|  | b） 無償修理保証の対象及び期間を明記した、保証書又は取扱説明書等が所有者等に提供されること。 | 図書 | □ |  |  |
|  | c) 上記保証書等には、部品及び施工の瑕疵並びにその瑕疵に起因する損害に係る優良住宅部品瑕疵担保責任保険・損害賠償責任保険の付されていることが明記されていること。 | 図書 | □ |  |  |
|  | d) 故障時の連絡先は、容易に消えない方法で、始発階エレベーターホール及び最上階エレベーターホ一ル乗場の見やすい位置に表示され、以下の項目について最低限明示されていること。  １) 連絡先会社名  ２) 電話番号  ３) 管理番号 | 図書 | □ |  |  |
|  | e) かご内の見やすい位置に容易に消えない方法で、用途、定員、積載量、禁煙表示、及び管理上の必要事項を表示すること。 | 図書 | □ |  |  |
|  | 3.3 維持管理に関する情報提供  少なくとも次の維持管理に関する情報が、わかりやすく表現され、エレベーターの所有者等に提供されること。  a) 製品の維持管理内容（品質保証内容及び保証期間を含む）や補修の実施方法  b) 取替えパーツの種類、生産中止後の取替えパーツの供給可能な期間  c) メンテナンス体制の内容  d) 消費者相談窓口 | 図書 | □ |  |  |
|  | 3.4 施工に関する情報提供  少なくとも次の施工に関する情報が、わかりやすく表現されている施工説明書等により、施工者に提供されること。  a)「2.3.2 適切な施工方法・納まり等の確保」に係る情報 | 図書 | □ |  |  |
|  | b)既存共同住宅に設置する場合は、1)居住者が入居している状態での施工となるため、工期は可能な限り短縮すること、2)入居者の日常生活の維持が可能な施工計画とするよう配慮すること、3)階段室等の通行及び屋外歩行に対する安全性が確保される施工計画とするよう配慮すること。 | 図書 | □ |  |  |
|  | c) 品質保証に関する事項  1) 施工の瑕疵に係る無償修理保証の対象及び期間 | 図書 | □ |  |  |
|  | 2) 保険の付保に関する事項  ① 当該部品には、部品及び施工の瑕疵並びにその瑕疵に起因する損害に係る優良住宅部品瑕疵担保責任保険・損害賠償責任保険の付されていることが明記されていること。 | 図書 | □ |  |  |
|  | ② 施工説明書等で指示された施工方法を逸脱しない方法で施工を行った者は、上記保険の被保険者として、施工に関する瑕疵担保責任及び施工の瑕疵に起因する損害賠償責任を負う際には保険金の請求をできることが明記されていること。 | 図書 | □ |  |  |